

◎議 事 日 程（第5号）

平成17年12月26日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 意見書案第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について
- 日程第4 意見書案第9号 地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について
- 日程第5 議案第46号 愛西市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第47号 愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 愛西市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第49号 愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第55号 愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第56号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第57号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第17 議案第58号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第59号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第19 議案第60号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第20 議案第61号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第62号 平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第63号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

て

- 日程第23 認定第3号 平成16年度佐屋町一般会計決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 平成16年度佐屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 平成16年度佐屋町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 平成16年度佐屋町土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 平成16年度佐屋町ふるさとづくり事業推進特別会計決算の認定について
- 日程第28 認定第8号 平成16年度佐屋町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- て
- 日程第29 認定第9号 平成16年度佐屋町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第10号 平成16年度佐屋町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第11号 平成16年度立田村一般会計決算の認定について
- 日程第32 認定第12号 平成16年度立田村土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第13号 平成16年度立田村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- て
- 日程第34 認定第14号 平成16年度立田村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第15号 平成16年度立田村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第16号 平成16年度立田村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第37 認定第17号 平成16年度八開村一般会計決算の認定について
- 日程第38 認定第18号 平成16年度八開村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第39 認定第19号 平成16年度八開村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第40 認定第20号 平成16年度八開村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第41 認定第21号 平成16年度八開村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- て
- 日程第42 認定第22号 平成16年度佐織町一般会計決算の認定について
- 日程第43 認定第23号 平成16年度佐織町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第44 認定第24号 平成16年度佐織町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第45 認定第25号 平成16年度佐織町土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第46 認定第26号 平成16年度佐織町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第47 認定第27号 平成16年度佐織町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第48 認定第28号 平成16年度海部西部広域事務組合一般会計決算の認定について
- 日程第49 認定第29号 平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定について
- て
- 日程第50 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第51 陳情第15号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情

について

日程第52 意見書案第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について

日程第53 意見書案第9号 地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員(55名)

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
22番	後藤和巳君	23番	吉川靖雄君
24番	堀田清君	25番	中島義雄君
26番	桜井敏彦君	27番	佐藤克典君
28番	佐藤肇君	29番	加藤和之君
30番	黒田勝一君	31番	大河内通彦君
32番	古江寛昭君	33番	祖父江靖君
34番	飯田正之君	35番	後藤芳徳君
36番	大島功君	37番	大宮吉満君
38番	永井千年君	39番	黒田国昭君
40番	大鹿一夫君	41番	中村文子君
42番	伊藤典之君	43番	大河内克見君
44番	加藤敏彦君	45番	加賀博君
46番	宮本和子君	47番	林輝光君
48番	横井滋一君	49番	石崎たか子君
50番	伊藤米郁君	52番	渡辺治雄君
53番	佐藤勇君	54番	太田芳郎君
55番	加藤正利君	57番	金森懿市君
58番	柴田義継君		

◎欠 席 議 員（２名）

21番 井 桁 憲 雄 君

51番 堀 田 幸比古 君

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
秘 書 室 長	佐 藤 信 男 君	総 務 部 長	中 野 正 三 君
企 画 部 長	石 原 光 君	教 育 部 長	八 木 富 夫 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君
市 民 生 活 ・			
保 健 部 長	藤 松 岳 文 君	福 祉 部 長	水 谷 正 君
		佐 屋	
消 防 長	古 川 一 己 君	総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君
佐 織			
総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君	監 査 委 員	河 原 操 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

12月定例議会もいよいよ最終日を迎えました。本日も大変多くの議案等の審議、また採決等をお願いするわけでございますけれども、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御案内の定刻になりました。

21番の井桁憲雄議員と51番の堀田幸比古議員より欠席の届けが出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

本日、開会前に追加議案として意見書案第8号と意見書案第9号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議していただきました結果を本日御審議願うことに決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（横井滋一君）

それでは、日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきましては、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果についてを御報告お願いいたします。

まず最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（伊藤米郁君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は12月12日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第46号につきましては、審議会の組織について、公募の方法と対象者及び対象人数、公開についての質問がありました。市側の答弁は、広報の中に別刷りで募集し、対象者は市内在住の18歳以上で、人数については今後検討するとのことでした。公開につきましては、審議の内容によっては会長の判断で非公開にすることもあるとのことでした。賛成討論として、この条例は今後の愛西市にとって非常に重要なものであります。だからこそ、審議は市民の皆様の声を反映することが必要であります。基本的には、公募された市民の皆様の目を見た総合計画になるような形をとっていただきたいと思っておりますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第47号につきましては、愛西市として、行政改革大綱を平成18年中に作成するとのこと

でした。賛成討論として、行政改革を進めていくのは、行政を運営していく上では当然必要であります。これは市民サービスを充実することを基本として、そのために行政改革をするわけでありますので、その点をしっかり押さえていただきたいと考えます。また、これも市民の声  
が反映できるようにお願いしますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第48号につきましては、この審議会は期末手当の率についても話し合われるのかという質問に対し、基本的には報酬について審議される機関で、率については話し合われませんという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第49号につきましては、受験者数や採用者数も公表するのかという質問に対し、これは結果の報告はするが、経過については公表の予定はありませんという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第50号につきましては、賛成討論として、管理委託することについては見きわめる必要があると思います。市民の生命とか安全にかかわる問題については、市民の状況をつかんでおく必要があると思うし、そうした点を考慮していただき、市民の皆様の実情に応じた考えをしていただくことを要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第51号につきましては、長期継続契約の種類の一覧は提出できるかという質問に対し、相当な量があるので整理した段階でお示ししたいという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第53号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第61号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、平成17年度の地方交付税については約41億円で、愛西市で一本算定した場合は約26億円で、合併メリットが15億円ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第15号につきましては、反対討論として、三位一体改革が目前に迫っていることも理解していますが、目先のことに目を奪われることなく地方の将来的なことを主に考えていく必要があるという考えのもと、今回のこの陳情については反対しますという御意見がありました。また賛成討論として、現在、三位一体改革の中では税源移譲をしていく形で行われていますが、しかし、税源移譲では大都市にとっては非常に有利であるが、地方都市にとっては非常に不利な状況になってくることを考えなければなりません。格差をなくす上で地方交付税の確保は必要であります。その点で、地方の側としてこの陳情を採択すべきと考えますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

なお、付託案件審査終了後、真の地方分権改革の早期実現に関する意見書を提出することとなりましたので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

**○文教福祉委員長（林 輝光君）**

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は12月13日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第54号につきましては、勝幡児童館、草平児童館をなぜ指定管理者施設にしたのか、その理由と経過についての質問に対して、運営主体を検討した結果、直営の場合は補助金はないが、委託の場合は県の補助金があるということがわかり、社会福祉協議会と検討した結果、十分できるという結論が出ましたので、建物の管理、運営について委託することで合意できましたという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第61号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきまして、防犯ブザーの単価と教室に設置するか、また防犯カメラの設置についての質問に対して、防犯ブザーの単価は 350円程度で購入予定です。教室には1個ずつ設置し、防犯カメラについては、今の段階では設置の予定はありませんという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第62号につきましては、老人保健の受給対象人数はふえていないと思うが、なぜ医療費が伸びているのかという質問に対して、これについて、以前、分析をしましたが、確たるものが見つかりませんでしたので、医療費が減少しないのは1人当たりの単価が上がっているとしか考えられないという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第63号につきましても、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第14号につきましては、賛成討論として、来年4月からは家事援助サービス軽度の縮小や新たな介護予防施策が始まります。また、高齢者医療の改悪で負担が大幅にふやされようとしています。その上、サラリーマン増税と消費税の引き上げなどの動きが暮らしを脅かしています。住民の命と健康、暮らしを守るためにこの陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

なお、付託案件審査終了後、医療・介護・福祉など社会保障の充実を求める意見書と福祉・医療の充実を求める意見書の提出依頼がありましたが、賛成少数で不採択となりました。以上で報告を終わります。

**○議長（横井滋一君）**

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

## ○経済建設委員長（伊藤典之君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、12月14日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審議いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第52号につきましては、第3条第2項に有価証券にかえることができる」と記載されてあるが、実際にそのような団体はあるのかという質問に対して、どこも有価証券にかえていないところはない、すべて通帳管理をしているという答弁でした。賛成討論として、この条例で設けられている基金については、条例第70号の愛西市農業集落排水事業等基金条例に一本化することに協力することを求めて賛成しますという御意見でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第55号につきましては、営業時間の変更はアンケートに書かれていたということですが、その他どのような要望がありましたかという質問に対して、商品の値段が安くならないか、いつの時間でも絶えず品ぞろえがあればということが記載されていたということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第56号につきましては、料金の統一化については、市としてどのような考えを持っているのかという質問に対して、公共下水道事業の供用開始時期を一つのめどとして、集落排水の料金も考えていかななくてはならないという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第61号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、家畜ふん尿処理施設はいつごろ建設されて、どこが管理されているのかという質問に対して、昭和56年の建設で、管理については海部農協が管理しているという答弁でした。また、高額の工事請負費につきましては、図面等の資料を用意していただきたいという要望がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

なお、付託案件審査終了後、地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書を提出することになりましたので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

## ○議長（横井滋一君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第3号から認定第29号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただ

きましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（伊藤典之君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

なお、この日は58年ぶりの大雪ということで、大変足元の悪い中を、正・副議長さんを初め委員の皆様方に御出席をいただいたことを、改めてこの場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

決算特別委員会は、12月19日午前10時から佐屋公民館仮議場において、正・副議長さんにも御出席をいただき、開催いたしました。

当委員会に付託されました案件を慎重に御審議いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、認定第3号から認定第10号までの旧佐屋町分についてはすべて認定されました。

認定第3号：平成16年度佐屋町一般会計決算認定の反対討論として、就学前の障害児の母子通園事業を永和保育園で行うということ、前立腺がん検診、脳ドックの検診、町民の社会的弱者の健康、予防に力を注いでいただいたこと、小・中学校体育館の耐震診断を行い、地震補強工事を行ったことなど、評価する部分もありますが、厳しい財政状況の中、最重要課題となっている地震防災対策、生活基盤の道路整備、福祉対策など、住民の身近な施策を基本にしたということですが、町税収入は相変わらず伸び悩み、失業率も相変わらず高く、まちとしてリストラ、失業などの町民の暮らしや青年の雇用実態について対策がとられてなく、また、住民投票でという住民の声を無視して合併をし、サービスや補助金などが減らされるなど、要求する部分はまだまだたくさんありますので、この決算については反対しますという御意見がありました。

次に、認定第10号：平成16年度佐屋町公共下水道事業特別会計決算認定に、反対討論として、財政が厳しい中、今後も下水道事業に多額の費用が必要となります。莫大な費用がかかる流域下水道事業の見直す時期になっております。立田、八開地区では農業集落排水事業を進めていますが、佐屋、佐織地区においても、流域下水道ではなく、下水道計画を、早く安く環境にもやさしい小型合併槽など見直すよう要望して、この決算に反対しますという御意見がありました。

認定第11号から認定第16号までの旧立田分についても、すべて認定されました。

認定第11号：平成16年度立田村一般会計決算の認定、反対討論として、平成16年度予算で要望してまいりましたインフルエンザの個別接種、非常用持ち出し袋の配付、両小学校の耐震補強設計、直売所が中心施設となる地域交流拠点施設の建設、防災無線の運用など、評価されるものもありましたけど、低所得者の介護保険の利用料の免税、村独自の教員を採用して30人学級の実現、児童館・図書館の建設、保険税の引き下げ、道路舗装、側溝などの地元負担廃止など、まだまだ不十分だったと言わざるを得ませんので、この決算認定については反対しますと

いう御意見がありました。

次に、認定第13号：平成16年度立田村農業集落排水事業特別会計決算認定の賛成討論として、平成16年度利用料の審議では、四会の1人当たりの人員割料が550円と、他地区の低い金額となったこと、福原の利用料が立田地区の平均まで引き下げられたことを評価したいと思います。引き続き水道料以下の金額への引き下げを一刻も早く実現していただくことを、また、事業の早期完成、工事費の引き下げに努力していただくことを期待し、この決算認定に賛成しますという御意見がありました。

認定第17号から認定第21号までの旧八開村分については、討論もなく、すべて賛成多数で認定されました。

認定第22号から認定第27号までの旧佐織町分についても、すべて認定されました。

認定第22号：平成16年度佐織町一般会計決算認定の反対討論として、地方交付税や国庫補助金などが削られる中で、予算に関しては大変苦勞があったと思います。その中で、防災対策ということで、庁舎の耐震診断、西中学校の校舎の耐震診断、安全なまちづくりということで駅前立ち寄り所に電話を置く、あるいは勝幡駅周辺都市整備計画の策定、教育・福祉という点で草平児童館の完成、高齢者の方々へのインフルエンザの個別接種など、評価したいと思います。

しかし、問題点もたくさんあります。合併協議会へ派遣されている職員に対する人件費の問題、UFJ銀行の窓口業務の委託料の支出、さらには住民基本台帳ネットワークの接続の問題、学校給食の調理業務の委託化、そして下水道の問題では、現在の広域下水道一本やりでは、本来の住民の望んでいる下水道の政策という点での見直しをやっていく必要があるのではないかなど、大きな問題があると思います、この決算認定については反対しますという御意見がありました。

次に、認定第25号：平成16年度佐織町土地取得特別会計決算認定の反対討論として、土地取得特別会計については、土地取得のためと言いながら、実際にはさほど使われていないのが現状であります。多くの土地取得に関しては一般会計の中で対応しているのが現状です。こうした基金の積み立てに関しては有効な使い方ができるのではないかと考えられるので、この決算認定について反対しますという御意見がありました。

また、認定第27号：平成16年度佐織町公共下水道事業特別会計決算認定に、反対討論として、公共下水道事業については、住民にとってどの程度の負担になるかということがまだ明らかにならない形で事業が進められています。このような大型事業については事業費を節約していく、そういう点では合併浄化槽等の積極的な位置づけもしながら進めていくべきだと考えていますので、この決算認定については反対しますという御意見がありました。

認定第28号：平成16年度海部西部広域事務組一般会計決算認定については、消防職員委員会ではどのような意見があったかという質問に対して、救急隊が現場で働きやすい靴の要求などがありましたという答弁でした。また、負担金の算出方法についての質問では、均等割が10%、残り90%が前年度の地方交付税の消防費に係る基準財政需要額ということでした。採決の結果、全員賛成で認定されました。

認定第29号：平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算認定については、介護認定審査会が93回開催されているが、そのときの委員の出席状況についての質問に対して、93回すべてではないが、ほぼ全員の出席で開催されたという答弁でした。また、介護認定審査会委員の内訳についての質問に対しては、医師12名、歯科医師、薬剤師、保健師、ヘルパーが各8名で、合計44名で構成されているとのことでした。採決の結果、全員賛成で認定されました。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・意見書案第8号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・意見書案第8号：「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○57番（金森認市君）

去る12月12日の総務委員会で決定をされました、「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出ということで、本日読み上げて、提案にかえたいと思います。ひとつよろしくお願いたします。

「三位一体改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って、平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記、一つ、地方交付税の所要総額の確保。

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い、財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

二つ、3兆円規模の確実な税源移譲。

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

三つ、都市税源の充実確保。

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

四つ、真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施。

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力で推進すること。

五つ、義務教育費国庫補助負担金について。

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

六つ、施設整備費国庫補助負担金について。

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

七つ、法定率分の引き上げ等の確実な財源措置。

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

八つ、地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正。

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

九つ、「国と地方の協議の場」の制度化。

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に関催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年12月26日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策・金

融担当大臣、総務大臣、財政大臣。

以上でございます。よろしく御審議をお願いし、採決していただくようお願いし、提案にかえます。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第8号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・意見書案第9号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・意見書案第9号：地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○42番（伊藤典之君）

意見書案第9号：地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成17年12月26日提出、提出者、愛西市議会議員 伊藤典之。賛成者、愛西市議会議員 加賀博、堀田 清、飯田正之、太田芳郎。愛西市議会議長 横井滋一殿。

中身につきまして、朗読させていただきます。

地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書（案）。

道路は、国民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であるが、とりわけ4町村が合併して愛西市となった本市においては、地域の均衡ある発展及び新市としての一体性を確立するため、幹線道路網の整備が新市建設を進める上で極めて重要である。

しかしながら、現在、国においては道路財源の一般財源化が検討されようとしており、本市が必要とする道路等の整備が困難となることが危惧される。

よって、国におかれては、道路特定財源制度の見直し議論に際しては、地方の実状を十分勘案され、また、制度の趣旨も踏まえ、地方の道路整備の着実な進展に向けた安定的な財源を措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年12月26日、愛知県愛西市議会。提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿。

この意見書につきましては、経済建設委員会においても賛成多数でお認めをいただいております。皆様方の御理解ある御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第9号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第8号、意見書案第9号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号、意見書案第9号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第5・議案第46号（討論・採決）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第46号：愛西市総合計画審議会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、38番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○38番（永井千年君）

賛成討論を行います。

質疑の中でも私は、各種団体の代表者は、自分の団体や地域にかかわる提案があったときは、発言は少しは出ますが、まちづくり全般にかかわる活発な審議は大変難しかったとの、立田村での私の経験からくる感想を申し上げました。その点で、今度の審議会は公募委員の募集を行うとのことですので、今までにない活発な審議、市民の声がより多く反映されるように期待したいと思います。また、団体の代表者も含めて、市会議員は入れないことが確認されたことも、大きな前進であります。

公募委員の数を2分の1以上にすること、対等合併の経緯からも4地区のバランスは考慮すること、まちづくりや地方自治の研究者などの専門家に入ってもらうことの3点を改めて要望します。

また、総合計画が議会に出されるのが19年9月議会とのことではありますが、計画がまとまっていなことを理由に、巡回バスの運行や学童保育の整備など、18年、19年の施策におくれが出ないように努めていただきたいと思います。

以上、要望・意見を申し上げて、本条例の賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第47号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第47号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

賛成討論を行います。

行政改革というと、普通、財政改革と一体のものとして行われる例が多くて、例えばアクションプランなどと称して職員を大幅に削減する、どんどん外部委託する、使用料や利用料を引き上げる、補助金を削減する、結果として、住民サービスが大幅に後退する例も大変多いと思います。このようになっては大変だというのが私の強い思いであります。簡素にして効率的と、コスト減だけを求めて住民サービスは大きく後退し、暮らしや福祉や教育の施策は削られてしまったということでは元も子もありません。

総合計画審議会条例の討論でも申しましたように、公募委員や専門家の力を最大限活用して、市民の声がよく反映された民主的な審議、自治体の本旨であります住民福祉の充実、住民サービスの向上を目的とした審議が行われることを強く希望して、賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第48号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第48号：愛西市特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、25番・中島義雄議員、どうぞ。

○25番（中島義雄君）

議案第48号：愛西市特別職報酬等審議会条例の制定について、賛成の討論を行います。

委員会でも質問しましたが、審議会の委員は、愛西市の区域内の公共的団体等の代表者が公正・公平に行うこと、また、その他住民のうちから必要の都度に応じとっていますが、サラリーマンなどから公平に選ばれることが必要であります。そして、旧4町村から公平に選ぶこと、また、一般の方も傍聴できることなどを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第49号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第49号：愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第9・議案第50号（討論・採決）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第50号：愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、賛成討論の発言を許します。

13番・真野議員、どうぞ。

#### ○13番（真野和久君）

それでは、議案第50号について、賛成の立場から討論を行います。

今回の愛西市の公の施設に関する指定管理者の指定の手続きに関する条例の制定があります。議案質疑等の中でもさまざまな意見を申し上げましたが、こうした指定管理者制度というものに関しては、NPOなどの市民参加を促すという点では、こうしたことを採用することも必要な点もあるかもしれません。ただ、やはり内容によっては、市として責任を持って施設を運営していかなければならないものはたくさんあると思います。特に、市民の生命や安全を守らなければならないような問題、あるいは福祉サービスなどについては、やはり市としてノウハウをきちっと持って、責任を持って運営をしていくことが、本当に必要であります。そうしたところまで指定管理者制度を導入するということになれば、大きな問題も生じかねません。ですから、この指定管理者の運用をする場合には、個々の条例をきちっと制定し、そしてまた、それが本当に市民にとって有益かどうかをきちっと判断しながらやっていただくことを要望いたしまして、賛成をいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

[挙手する者あり]

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

賛成討論をさせていただきます。

私は、行政がすればよいサービスができ、民間だと低下するということはないと考えており、指定管理者制度導入には賛成の立場です。しかし、市民の方の心配として、丸投げになって、苦情の持っていき場がなくなるのではないかという、そういった心配点があると思います。その点に注意しつつ、施設の目的によって行政との連携をどのようにとるか、そういった仕組みづくりがポイントかと思っております。

質疑でも、指定管理者制度導入に当たって幾つかの課題を述べさせていただきましたが、県下でもNPOが少ないトップクラスの地域でありますので、まずは市民活動がしやすい施設利用規則の改善や環境づくりをしながら、そして職員削減状況を踏まえ、進めていただきたいと私は考えております。間違っても、指定管理者制度ありきで無理やり行政主導でNPOをつくるようなことはしないでいただきたいというふうにも考えております。

また、指定管理者継続の決定に当たっては、実績を踏まえ、契約の内容の改善等の検討もしつつ運用をお願いしたいと考えます。

以上、私の運用上の意見をつけ加え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第51号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第51号：長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第52号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第52号：愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

##### ○44番（加藤敏彦君）

議案第52号：愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定について、賛成の討論を行います。

下水道事業の基金につきましては、既に条例70号で愛西市農業集落排水事業等基金条例が設置されており、二つの基金条例が設けられることとなります。会計をわかりやすくしていくため、今後一本化することを求めて、賛成といたします。

##### ○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第53号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第53号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第54号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第54号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、46番・宮本和子議員、どうぞ。

##### ○46番（宮本和子君）

議案第54号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての賛成討論を行います。

今回の条例は、指定管理者の管理に関する部分を削除するだけの条例で、賛成ではありますが、指定管理の期間については、公の施設にかかわる指定管理者の指定の手続きなどに関する条例に明記してあるわけでもなく、この点についてはきちんと児童館の設置及び管理に関する条例に明記する必要があると考えます。

旧佐屋町では、昭和60年8月に佐屋児童館、昭和63年に永和児童館ができ、平成3年に市江児童館、平成5年に佐屋西児童館、平成10年に児童センターとしての佐屋児童館が建設され、全小学校区に児童館が整備されました、20年の児童館の歴史があります。保育士が地域の子供たちの健全な育成のために果たしてきた役割は大きく、母親クラブを立ち上げ、地域の母親の連帯組織としてのボランティア組織を育て、子供たちの城として地域に根ざし、児童館の福祉向上に取り組んできました。20年という長い歴史の中で積み上げてきた活動に対して、県から

も高い評価を受け、表彰もされました。やはり、直営の児童館としての、そして保育士、それからが公務員の地域福祉に貢献するという意識のもとで頑張ってきたからではないでしょうか。

今、子供たちの事件が数多くある中で、荒廃した社会の中で子供たちの生活を守り、健全な育成を地域ぐるみで行っている児童館の役割はますます大きく、経費削減の名のもとに、安易に指定施設にしたり、民間委託することは許せません。今ある佐屋地区の児童館を指定施設にしないようにしていただきたい。

今後、児童館の八開地区など、全小学校区に児童館を設置する場合は、佐屋地区と同じように、ぜひ直営の児童館にするよう要望いたしまして、討論とさせていただきます。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第55号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第55号：愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第56号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第56号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

議案第56号に対する賛成討論を行います。

立田地区9工区のうち7工区が供用開始し、残る2工区となりました。私は、山路、福原が供用開始するときに、福原が5人家族で月額7,200円、山路が4人家族で5,200円と、当時愛知県で1番目と2番目に高いことを明らかにして、強く引き下げを求めてまいりました。その後、数度にわたり引き下げの結果、1世帯当たりの基本料は2,000円と統一をされて、1人当たりの人員割料は550円から650円と差は縮まっています。県内の利用料水準から見てもまだ高い方ではありますが、今回の森川地区、鶯戸東八反地区の使用料提案1人当たり600円は、現料金の平均でありますので是としたいと思います。今後、立田、八開地区の料金を統一して、次に佐屋地区との料金統一も図って、将来は公共下水も含めて料金の引き上がる地区がないように低い方で統一を図っていく必要があるというふうに思います。利用料引き下げに一層の努力をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第57号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第57号：愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

11時10分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第58号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

日程第17・議案第58号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第59号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第59号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第60号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第60号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~


◎日程第20・議案第61号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第61号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第62号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第62号：平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第63号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第63号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第3号から日程第30・認定第10号まで（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・認定第3号：平成16年度佐屋町一般会計決算の認定についてから日程第30・認定第10号：平成16年度佐屋町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

平成16年度佐屋町一般会計決算についての反対討論を行います。

平成16年度は、厳しい財政状況の中で、最重要課題となっております地震防災対策、生活基盤の道路整備、福祉対策など、住民に身近な施策を基本にしたということですが、4町村合併に向けての準備が中心で、住民サービスに対して目新しいものはほとんどありませんでした。また、小泉内閣の三位一体改革の影響が、地方自治体に平成16年度では大きな影響を及ぼしています。平成16年度の町税収入は相変わらず伸び悩み、町民税は9,200万円の減収で、町民の生活実態が大変厳しい状況にあるということです。失業率も相変わらず高く、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いているということです。青年の雇用実態についても深刻な状況が言われていますが、今後、市としても、市民の皆さんの倒産、リストラ、失業などの市民の暮らしや青年の雇用実態についての対策をとるべきだと考えます。

愛知県では、万博、空港へ県財政がつぎ込まれ、県民の暮らし、福祉サービスを圧迫し、厳しい財政運営となっております。万博は成功したと高く評価をしているようですが、万博への経済効果がいつまでも続くとは限りません。万博での利益が県民の住民サービスを切り下げた分もとに戻し、県民の福祉、医療、教育など住民サービスへ転化すべきではないでしょうか。

悪政を進める国政や県政に対して、事実上従う姿勢では市民の暮らしを守ることはできません。こんな厳しい時代だからこそ、市民の立場に立って、市民の暮らしや福祉を守る防波堤となって、国や県の悪政に対して、むだな大型公共事業よりも福祉、医療、教育に税金を回してほしい、三位一体改革による地方交付税や国庫補助金・負担金の削減をやめ、地方財政の拡充など、国や県に要求すべきです。

合併は住民投票でという住民の声を無視して合併をし、今、合併してもちっともいいことはない、いろんなところでサービスや補助金が減らされ、いざというときには調査をたらい回しされて不便になった、住民の正直な実感です。佐屋町が築き上げてきた福祉など住民サービスを後退させないことが今求められております。就学前の障害児の母子通園事業を永和保育園で行われましたが、この事業は、障害を持つ父母の切実な願いが実現したということで大変喜ばれております。また、前立腺がん検診、脳ドック検診など、町民の社会的弱者や健康予防に力を注いでいただきました。こうした施策を今後十分市民にPRし、市民が利用しやすい制度にぜひしていただきたい。

地震防災対策については、最重要課題として、小・中学校体育館の耐震診断を行い、地震補強事業として佐屋中南東校舎、永和中北校舎で工事が行われ、また、民間木造住宅地震改修費も、希望があれば60万まで補助が上がり、自主防災組織ごとに消火栓ボックスを60カ所に設置され、引き続き事業を進めていただきたい。今後、耐震結果がCランクの倒壊のおそれのある校舎については早急に改築し、佐屋地区北部での防災拠点としての防災コミュニティセンターの建設をしていただきたい。今後、市として、乳児医療費助成や妊産婦健診無料制度の拡大を行い、介護保険料の第1、第2段階の保険料の減免を行い、配食サービスの民間委託をやめ、利用者負担を軽くし、地域に根差した事業を進めていただきたい。永和台の道路の全面舗装工事を行い、歩行者などの交通弱者のために、ユーストアからヨシヅヤまでの歩道設置工事を早急に行っていただきたい。

以上申し上げまして、平成16年度佐屋町一般会計決算の反対討論といたします。

続きまして、佐屋町公共下水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

子供たちに数十年前のようにきれいな川を取り戻すために、町の下水道は早急に行わなければなりません。そして、下水道の整備は、農業集落排水事業、コミプラ事業で25%整備しました。小型合併槽や集中合併槽も毎年ふえ続けていて、なぜ莫大な流域下水道の佐屋公共下水道を進めるのでしょうか。今、16年度から北一色町で工事が進められていますが、十分な説明がなされて理解されているのでしょうか。負担金についても他の下水道事業は工事の4%と決められていますが、平米500円ということですが、土地の広さや負担が変わるということに住民は理解されているのでしょうか。また、合併浄化槽を整備したばかりのお宅は、合併槽が機能

しなくなってから接続すればいいのではという住民の疑問にも切実に答えていく必要があります。せっかく下水道をつくっても接続していただければ仕方ありません。平成16年度の決算でも事業費として約3億8,000万円、町債は1億8,000万円です。今後も下水道事業に多額の費用が必要となります。国も県も財政が厳しい中でこうした莫大な費用のかかる流域下水道を見直す時期となっております。環境省も、地域に合った下水道計画をするよう求めています。下水道事業はほぼ完了する予定ですが、佐屋地区、佐織地区においても流域下水道ではなく下水道計画を、早く安く環境にも優しい小型合併槽などを見直すよう要望いたしまして、佐屋町公共下水道事業特別会計決算の反対討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

採決につきましては、認定の数が大変多くございますので、挙手採決とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第4号は認定と決定いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第7号は認定と決定いたします。  
次に、認定第8号を採決いたします。

認定第8号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第8号は認定と決定いたします。  
次に、認定第9号を採決いたします。

認定第9号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第9号は認定と決定いたします。  
次に、認定第10号を採決いたします。

認定第10号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第10号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・認定第11号から日程第36・認定第16号まで（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第31・認定第11号：平成16年度立田村一般会計決算の認定についてから日程第36・認定第16号：平成16年度立田村介護保険特別会計決算の認定についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従いまして、まず反対討論の発言を許します。

38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

認定第11号：16年度一般会計決算認定の反対討論を行います。

小泉内閣は、12月24日の閣議で来年度の予算案を決定し、新たに2兆7,000億円の国民負担増を盛り込みました。小泉内閣による増税、社会保障改悪による国民負担増は、既に実行されたものが6兆7,000億円、既に決定し今後3年間に実施されるものが3兆9,000億円でありますから、2006年度予算案に盛り込まれたものと合わせますと13兆円を超えるものとなり、橋本内閣の9兆円を大きく超え、暮らしに大打撃を与えることは必至であります。この大きな負担の中の一つとして、2004年度は、2003年4月から実施されました医療保険の一部負担金の3割への引き上げや、介護保険の引き上げ、年金給付の切り下げの影響が大きなものとなっており、配偶者特別控除の縮小も行われました。

16年度の予算審議でも強調いたしましたが、こんなときだからこそ、自治体は少ない予算の中で工夫をして、自治体の本来の役割である住民の暮らし・福祉予算を守る施策を一層きめ細かく進め、住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たしていくことが強く求められます。

日本共産党立田村議員団は、当時16年度予算案に対して238項目の住民要望を提出し、予算

化を求めました。その結果、16年度予算では、要望してまいりました前立腺がん検診、脳ドック検診、インフルエンザの個別接種、在宅重度障害者扶助料の対象拡大、資源ごみ回収団体補助金増額が実現して、非常用持ち出し袋の配布、津波対策の防災対策推進計画の策定、両小学校の耐震補強設計、南部子育て支援センターの建設、直売所が中心施設となる地域交流拠点施設の建設、防災無線の運用、西農免の歩道設置などの住民要望が実現いたしました。

しかし、要望項目の多くは、その他の項目は16年度も実現しませんでした。何よりも最後まで合併問題の住民投票を拒否されたことは大変残念でありました。低所得者の介護保険料・利用料の減免、村独自の教員を採用しての30人学級の実現、児童館・図書館の建設、私立高校生への授業料補助の増額、学校図書室への司書の配置、学校プールの開放、国保税の引き下げ、道路舗装・側溝などの地元負担廃止、巡回バスの住民の足の確保、環境条例制定など村の環境を守る独自施策など、住民の要望の多くに手がつけられず、補正予算にも組みませんでした。また、個人情報漏えいの心配のある住民基本台帳ネットワークの予算が執行されています。

17年3月末でも基金の合計は39億 3,800万円あり、新市に繰り越された剰余金も全会計で3億 3,900万円あり、その一部を活用すれば住民の願いの多くは実現できたと思います。16年度での予算執行での住民要望の実現はまだ不十分だったと言わざるを得ませんので、16年度一般会計決算については、その認定に反対といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

24番・堀田 清議員、どうぞ。

○24番（堀田 清君）

認定第11号に対する賛成討論を行います。

村税全体では大幅な税収増もなく、村の主要財源である地方交付税が大幅に減収される中、新規事業といたしまして、地域交流拠点施設、子育て支援センター、西農免改良事業などに取り組み、また老人保健事業では、新たに前立腺がん、脳ドックの検診が実施され、村の基盤産業である農林水産業を初め、生活条件向上となる民生、衛生、教育、土木、消防費など、必要性を見きわめ、かつ有効に取り組みましたので、平成16年度立田村一般会計決算の認定には賛成をいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

続いて認定第13号：16年度農業集落排水特別会計の決算の認定についての賛成討論を行います。

賛成する最大の理由は、利用料がまだまだ高いわけですが、その年の来年度からの利用料引き下げが実現したからであります。水道料金を大きく上回る利用料は住民の理解を得ら

れない、一般会計からの繰り入れをふやして引き下げるべきだと求めてまいりました。それに対して、企業会計の原則を守っていくとして引き下げを拒否されてきましたけれども、14年度、15年度と維持管理費の実績に基づくとして連続して引き下げが実現しました。予算審議の際、この間の実績で言えることは、100%接続最大値という維持管理費用の積算方法が実績値と大きくかけ離れていると指摘いたしました。

小茂井地区の参考とされました山路地区の100%接続最大値は1,419万9,040円と、山路地区の14年度決算と277万9,850円の開きがあります。これは人員割1人当たりの月額で約200円にもなる金額であります。このような数字から見ると、小茂井地区の利用料は100%接続最大値ではなくて、山路地区の実績値に基づいて設定する必要がある。そうすれば、少なくとも山路の現行の人口割1人当たり利用料金月額550円を上回ることはないはずだと。一般会計からの繰り入れを行わなくてもなお一層の利用料引き下げが可能だと意見を述べ、当初予算に反対をいたしました。その後、それに対して16年度の利用料の審議では、四会の1人当たり人員割料が550円と、他地区の中での低い金額となったこと、福原の利用料が立田地区の平均まで引き下げられたことを評価したいと思います。引き続いて水道料以下の金額への引き下げを一刻も早く実現していただくこと、また事業の早期完成、工事費の引き下げに努力していただくことを期待して、本決算の認定に賛成といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第11号を採決いたします。

認定第11号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第11号は認定と決定いたします。

次に、認定第12号を採決いたします。

認定第12号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第12号は認定と決定いたします。

次に、認定第13号を採決いたします。

認定第13号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第13号は認定と決定いたします。

次に、認定第14号を採決いたします。

認定第14号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第14号は認定と決定いたします。

次に、認定第15号を採決いたします。

認定第15号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第15号は認定と決定いたします。

次に、認定第16号を採決いたします。

認定第16号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第16号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・認定第17号から日程第41・認定第21号まで（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第37・認定第17号：平成16年度八開村一般会計決算の認定についてから日程第41・認定第21号：平成16年度八開村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを一括議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第17号を採決いたします。

認定第17号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第17号は認定と決定いたします。

次に、認定第18号を採決いたします。

認定第18号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第18号は認定と決定いたします。

次に、認定第19号を採決いたします。

認定第19号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第19号は認定と決定いたします。

次に、認定第20号を採決いたします。



認定第20号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、認定第20号は認定と決定いたします。

次に、認定第21号を採決いたします。

認定第21号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、認定第21号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・認定第22号から日程第47・認定第27号まで（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第42・認定第22号：平成16年度佐織町一般会計決算の認定についてから日程第47・認定第27号：平成16年度佐織町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを一括議題とし、討論を行います。

まず通告に従い、反対討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、認定第22号、認定第25号、認定第27号についての反対討論を行います。

まず認定第22号：平成16年度佐織町一般会計決算の認定についての反対であります。

平成16年度の佐織町の一般会計の予算の中では、評価できる点としては、防災対策としての役場の耐震診断や、あるいは西中学校の診断を盛り込まれました。また、安全なまちづくりという点についても、藤浪駅への立ち寄り所に電話の設置、あるいは勝幡駅周辺の都市整備計画の策定、さらには教育・福祉の点でも佐織中学校の建てかえや、あるいは念願でありました草平児童館の建設、さらには高齢者の方々へのインフルエンザの個別接種、こうした住民の皆さんの要望について実現できたことは評価したいと思います。

ただ、やはり質の問題で幾つかあります。一つは、合併協議会の方への職員の派遣、これについてはやはり住民の意見に基づいた合併という点では大きな問題であったと思います。さらには、本来ならば業者が負担すべきUFJの窓口業務に対して100万円の負担をそのまましていくといった点、あるいは、接続について大きな情報漏えいの問題等が言われております住民基本台帳ネットワークの運営についてもこのままやっているという点、さらには下水道事業であります、住民の皆さんには、早く、そして確実に下水道を設置してほしいという要望があるにもかかわらず、流域下水道という点では莫大な費用と、そしてまたなかなか事業が進んでいかないという点、こうした点に対して人件費や、あるいは負担金を分担している、こうした点についてはやはり認めることができません。

以上の点で、この一般会計の決算については反対をいたします。

次に、認定第25号：16年度土地取得特別会計決算の認定についてであります。

この土地取得会計については、旧佐織町の予算の中では、毎年3億数千万円もの現金を計上

しておりましたが、ほとんど使われていなかったのが現状でありました。平成16年度については1億数千万円やっと思うことになりましたが、やはりこうした特別会計においての必要な基金というものは、しっかり計画を見定めて、やはり有効に活用していくことが必要だと思えます。そうした点で、問題を残しております土地取得会計については、反対をいたします。

次に、認定第27号：平成16年度佐織町公共下水道事業特別会計決算認定についての反対討論であります。

この公共下水道事業に関しては、先ほども申し上げましたが、住民の皆さんは、できるだけ早くこうした下水道を整備してほしいというのが要望であります。しかし、こうした流域下水道というのは、県の事業に基づいて、かなり依存する部分があるということでは、なかなかめどが立たない、あるいは進んでいかない、また料金についても明らかにならないという点でも、やはり住民の皆さんの不満は多くあります。下水道については、こうした大規模な公共下水道ではなくて、やはりその地域に応じたような合併浄化槽やあるいはコミュニティ・プラント、こうしたものを種々さまざま組み合わせながら、早期に下水道整備をやっていくことが本来の政策であるというふうに私たちは考えます。

以上の点で、この認定第27号について反対といたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第22号を採決いたします。

認定第22号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第22号は認定と決定いたします。

次に、認定第23号を採決いたします。

認定第23号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第23号は認定と決定いたします。

次に、認定第24号を採決いたします。

認定第24号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第24号は認定と決定いたします。

次に、認定第25号を採決いたします。

認定第25号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、認定第25号は認定と決定いたします。

次に、認定第26号を採決いたします。

認定第26号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、認定第26号は認定と決定いたします。

次に、認定第27号を採決いたします。

認定第27号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、認定第27号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第48・認定第28号及び日程第49・認定第29号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第48・認定第28号：平成16年度海部西部広域事務組合一般会計決算の認定について、日程第49・認定第29号：平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定についてを一括議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第28号を採決いたします。

認定第28号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、認定第28号は認定と決定いたします。

次に、認定第29号を採決いたします。

認定第29号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、認定第29号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第50・陳情第14号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第50・陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、賛成の立場で討論いたします。

小泉内閣は2001年4月の発足以来、既に実行されたものに、医療改悪、年金保険料の引き上げ、介護保険料値上げ、年金課税強化などで約6兆7,000億円の負担増、そして既に決定されており今後3年間に実施されるものとして、年金保険料の引き上げ、生活保護改悪、定率減税半減、高齢者の住民税課税強化などで約3兆9,000億円の負担増、そして12月24日の臨時閣議で、2006年度予算案に新たに定率減税の全廃、年金給付減、介護保険料の引き上げ、高齢者の医療制度改悪、たばこ税増税など約2兆7,000億円の負担増を盛り込み、小泉内閣発足以来5回の予算編成で、国民に押しつけようとしている負担増は合計13兆円を超える規模となります。また、2007年度をめどに消費税引き上げ、こういう計画がされており、10%へ税率が引き上げられた場合、さらに約12兆円もの負担増が強いられることになり、史上空前の規模と言われております。

この増税計画は、所得の少ない人、社会的弱者に容赦なく襲いかかり、税負担能力に応じた応能負担と所得の再配分という税制の民主的原則を根本から破壊するものです。

先ほど述べましたように、社会保障は、医療・年金・介護・障害者支援で連続的な改悪が強行され、来年度には再び医療の大改悪がねらわれています。社会保障とは、本来人間らしい暮らしの支えになるべきものですが、それが反対に人間の尊厳を踏みにじるものにおとしまられています。

10月18日、本庁舎で、本陳情団体である自治体キャラバンとの市交渉に私も参加し、懇談した内容では、まだまだ愛西市として多くの改善すべき点があることがわかりました。今後もさらに負担増が続くもとでは、ぜひ愛西市として早急に改善を進めていくべきと考えます。

さきに行われました文教福祉委員会では、永井議員が賛成討論を行った後、陳情内容で、愛知県と国に対して意見書の提出を愛西市議会として、せめて財政負担なくできることでと意見書案を提出しましたが、残念ながら賛成少数で委員会では否決されました。議員の皆さんも、愛西市民の命、健康、暮らし、福祉を守っていくために、積極的に防波堤となっただき、陳情第14号に賛成をお願いいたします。

財政危機の打開や社会保障の財源につきましては、財界大企業の既得権益に抜本的なメスを入れ、改革を行うことでできます。ですから、今地方から大きな声を上げることが大切と考えます。意見書、要望書を、国や県へ提出されるよう重ねてお願いいたしまして、賛成討論いたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

次に、反対討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第14号を採決いたします。

陳情第14号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第14号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第51・陳情第15号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第51・陳情第15号：地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、陳情第15号に対する賛成討論を行います。

この陳情に書いてあるとおり、現在、国・地方の中でのいわゆる三位一体改革が言われていますが、その中で地方の立場に立った改革案というのが地方の側からも出されながら議論がされています。しかし、ここにあるとおり、現実の内容としてはやはり国主導になっていて、地方に対してのいわゆる自由度の拡大に値するような財源確保が十分にされていないというような問題もたくさん出ております。そうした中で、やはり地方が自主財源をしっかりと持って、そして本当にその地域地域に合った行政をやっていく上でも、地方交付税を充実させていくことや、あるいはそうした今後の改革においても地方や学識経験者等が参加しながら、こうした財政の方向性をしっかりと考えていくという点での提案は、非常に評価できるものであります。

特に、ここに書いてあるような意見書の内容についても、委員会で提出されました意見書とほとんど同じような内容であることもつけ加えておきたいと思っております。1点目の、2006年度における地方税制の改革について（1）、（2）、あるいは2点目、あるいは3点目についても見ていただければわかるとおり、次に提案されます委員会から提案されました内容と変わりありません。むしろ、そうした中で、特に国庫負担の問題が若干違うわけではありますが、国庫負担の点で言えば、今税源移譲という形で国庫補助金等が大きく削減されようとしております。この間も義務教育費の国庫負担の削減が大きな問題になりました。確かに税源移譲されれば、その分ですべてやっていけるところもあるかもしれませんが、これは特に地方の自治体にとっては大きな痛手になることは変わりありません。そうした点も考慮したこの意見書をぜひとも上げていく

ことが、本当にその地域の地方自治体の要望にかなったものであると考えますので、賛成をいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、反対討論の発言を許します。

18番・八木 一議員、どうぞ。

○18番（八木 一君）

それでは、地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求めるこの陳情書に対する反対討論を述べさせていただきます。

現在の地方財政は、財源不足となり極めて厳しい状態にあるのは御存じのことと思います。また、地方交付税の役割として、財源保障機能と財源調整機能をあわせ持つことも、そして地方行政への権限移譲とあわせての三位一体改革が行われ、地方への税源移譲の実施がなされていることも十分理解はしております。しかしながら、この財源保障、財源調整の両機能をあわせ持つ地方交付税の財源は、現時点では法定五税と言われる税に限定されています。

今後の愛西市だけではなく、地方財政、とりわけ地方交付税にその財源を移譲している地方公共団体にとって、地方交付税の減額ということについては大変な痛手となるということは明らかではありますが、目先の交付税総額確保、つまり現時点においても臨時財政対策債を含めて交付税総額を確保していることを進めるようなことを求めていくより、将来的なことを考えていくなれば、現在進められている三位一体改革において、憲法、地方自治法の趣旨を十分に組み入れた、国、地方ともに根本的な改革と位置づけ、国の歳出削減のための改革だけではなく、地方を中心とした地方のための改革への変換を目指すことが必要であると考えます。地方交付税配分のための委員会ではなく、地方のための改革を目指すために、地方財政計画の長・中期的な計画策定をするための委員会が必要であり、検討していただく必要があるかと考えます。三位一体改革が目前に迫っていることも理解はしておりますが、目先のことに目を奪われることなく、地方の将来的なことを主に考えていく必要があるという考えのもと、今回のこの意見書については反対をいたします。以上であります。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第15号を採決いたします。

陳情第15号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第15号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第52・意見書案第8号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第52・意見書案第8号：「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

13番・真野和久議員。

○13番（真野和久君）

それでは、意見書案第8号に対する反対討論を行います。

今、陳情第15号でも述べましたが、内容については資料にありますように、1点目の地方交付税の所要総額の確保、2点目の3兆円規模の確実な税源移譲、3点目の都市税源の充実の確保、あるいは第7点目の法定率分の引き上げ等の確立の財源措置、それから第9点目の国と地方との協議の場、こうしたものは陳情と全く同じであります。ただ、大きな違いはどこにあるかといいますと、第5点目の義務教育費国庫補助負担金についての問題です。この前段の中にもありますけれども、この中では、地方の改革案になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担の負担率引き下げなど、真の分権改革の理念に沿わない内容や課題が多く含まれていました。そして、これに基づいて今進められているのは大きな問題であります。

そうした中で、そうした今の政府の提案を認めて、義務教育費の国庫補助負担金について税源移譲で対応していくというのは、やはり大きな問題だというふうに考えます。この税源移譲において義務教育費の国庫補助負担金を変えていくことに関しては、地方の中でも多くの自治体、あるいは都道府県で反対の声も出ているのは事実であります。だからこそ、こうした点はしっかりと直しながら、本当に地方の意見に沿った改革をやっていくことが重要だと思います。委員会の中ではこの点を削除するように求めましたが、残念ながらそれはなし得ませんでした。ですから今回の意見書に対しては、その点不十分だと考えて反対をいたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

14番・鬼頭勝治議員。

○14番（鬼頭勝治君）

意見書案第8号の賛成討論をさせていただきます。

真の地方分権改革の確実な実現を求めていくためには、地方の意見が重要な位置づけとなると考えますし、地方分権の道は国から地方へという、地方の自由度を高めるための改革として大きな柱である三位一体の改革であるとの理解を示しておりますが、政府・与党で決定された三位一体の改革は、地方改革案にはなかった地方の負担のふえるものが数多く含まれております。三位一体の改革は、言葉のとおり、三位が一体となって進められるものであり、現在進められている三位一体の改革は、どちらかといえば国の歳出削減に重きが置かれているように思われます。

ここで、平成19年度以降において、真に地方分権、地方を中心とした地方のための改革へ三

位一体の改革の変換を求めていくこの意見書は賛同できるものであり、この意見書を提出することにより、国へ地方の意見を強く提言していく必要があると考え、この意見書についての賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第53・意見書案第9号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第53・意見書案第9号：地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

44番・加藤敏彦議員。

○44番（加藤敏彦君）

意見書案の地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について、反対の討論を行います。

地方の道路整備の促進というのは重要なことではありますが、この意見書案の中の道路特定財源の問題につきましては、自動車に係る税金であります。法律などで使途目的が道路建設に特定されている税収の仕組みであります。自動車のガソリンにかかる揮発油税、車検のときにかかる自動車重量税、自動車を取得したときにかかる自動車取得税などが、それぞれ国・地方合わせて2005年度は5兆7,000億円と言われます。毎年、この巨額の税金を使い切るために不要不急のむだな公共事業が膨らんでおります。採算がとれなくてもどんどん道路建設をして進めていくという状況があります。

今日の車社会は、交通事故、大気汚染を初め、大きな社会的な負担、コストをもたらしております。ですから、自動車に関する税金だといっても、道路整備だけに使途を特定する理由はありません。教育や社会保障を含め、自由に使えるようにすべきであります。

日本共産党は、道路特定財源制度は将来的には廃止すべき制度だと考えておりますが、それまでは一般財源として使えるようにすべきだと主張しております。

以上の理由をもって、この意見書案については反対をいたします。

○議長（横井滋一君）



次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会を宣する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る2日より本日までの25日間の長きにわたり、提案されました数多くの議案を慎重に御審議いただき、適切なる議決をされまして、大変御苦労さまでございました。また、その中でも、今後の愛西市の基本となります総合計画審議会条例の制定を初め、各種重要条例の制定、また、旧4町村の長い歴史の幕を閉じる記念すべき平成16年度の決算認定、さらには過去最高の23名の登壇によります一般質問等々、各位の御協力によりまして予定どおり今議会を終了することができましたことを御礼申し上げます。

また、平成17年を振り返ってみますと、2月の中部国際空港の開港に始まり、各旧4町村の閉町式、閉村式、そして愛西市の誕生、また市長選、そして6ヵ月の間開催され大成功されたい愛知万博、またそのパートナー国との交流等々、またさらにはこの定例議会中に58年ぶりの大雪となりました、数多くの思い出を残して、この17年度も終わりに近づきました。

皆様方におかれましては、今後とも寒さ厳しき折、お体御自愛の上、18年の輝かしき新春をお迎えになられますことを御祈念申し上げまして、ごあいさついたします。

それでは、ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

どうぞ。

○市長（八木忠男君）

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議長さんからお話がありましたとおりでございまして、本年ももう間もなく新しい年を迎えようとしている中で、12月議会、こうして無事終えることができますことを、皆様方の御支援、御協力に改めて厚くお礼を申し上げます。本当に多くの案件を十二分に御審議いただき、御決定をいただきまして、ありがとうございました。

少し御報告をさせていただきます。新春の交歓会、旧佐屋地区の方で進めておったとおりに、新年1月1日午前9時より10時半まで、親水公園総合体育館のサブアリーナの方で、新春交歓会をお願いしたいと思います。

そして1月8日の成人式、この日は佐屋公民館と佐織公民館、午前10時より、そして1月9日の成人式は立田体育館と八開庁舎の方で午前10時よりお願いをいたします。

そしてもう1点、お手元に御配付をさせていただきました市民フォーラムの案内でございます。総合計画を進めていく中で、市民参加によりますまちづくりを進めるべくフォーラムを計画させていただきました。新年の広報と一緒に市民の皆さんにも御通知をするところでございます、1月広報と一緒にチラシ等も準備をしているわけでございます。1月28日を予定をしているわけでございます。どうぞよろしくお願いたします。

最後になりましたけれども、寒さ一層厳しき折であります。もう1週間足らずで新しい年、また、議員各位におかれましても、十二分に健康に御留意いただいて、よい新年を御家庭でお迎えいただきますように御祈念申し上げ、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて平成17年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午後0時08分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会
議長

横井 滋 一

会議録署名議員
第 9 番 議員

岩 田 豊

会議録署名議員
第 10 番 議員

後 藤 嘉 親